





つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和3年1月22日(金) 第9869号

■ 目 次

	ページ
規 の発展は大小時に共々が特別の、なるなるようと特別(大小時に共和)	
○群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則(文化財保護課)	2
○群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	2
○群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部を改正する規則(森林保全課)	2
○群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則(同)	3
公告	
○土地利用基本計画の変更(地域創生課)	4
○都市計画用途地域の変更に係る縦覧(都市計画課)	4
○同	4
○都市計画地区計画の変更に係る縦覧(同)	4
○同	5
	5
	5
	6
○都市計画高度利用地区の変更に係る縦覧(同)	6
○都市計画第一種市街地再開発事業の決定に係る縦覧(同)	6
○都市計画土地区画整理事業の変更に係る縦覧(同)	6
○開発工事の完了 (建築課)	7
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	7
○政治団体の異動事項	8
落札	
○落札者等の決定(がんセンター)	9

規

則

群 :馬県文化財保護条例施行規 令 和三年一月二十二日 則 \mathcal{O} 部 を改正 する規則をここに公布す る。

群馬県 知 事 Ш 本 太

群馬県規則第一

うに改正する。 1馬県文化財保護条例施行規則(令和二年群馬県規則第四十五群馬県文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則 号) の 部 を次 0 ょ

別記様式第十五号から別記様式第二十四号までの規定中 別記様式第一号、 別記様式第二号、 別記様式第四号から別記様式第十三号まで及 「印」を削る。

の 規則 公布 Ó 目 から施行する

する規則をここに公布する。 :馬県埋蔵文化財調査センタ 1 ・の設置 屋及び管 理に関する条例 施 行規 劕 \mathcal{O} 部を改

和三年一月二十二日

馬 県 知 事 Ш 本

群 太

群馬県規則第二号 群馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規則 改正する規則 **の** 部

馬県規則第四十七号)の一部を次のように改正する。 |馬県埋蔵文化財調査センターの設置及び管理に関する条例施行規 萴 **令** 和一 年 群

別記様式第一号中「代妝者氏名

프 日」を「代表者氏名」に改める。 を _ Æ 心」に改める。

別記様式第四号中別記様式第三号中 -H -を削る。

の の規則は、 公布 \dot{O} 目 いら施行する

に公布する。 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則 **の** 部 を改正する規則をここ

令和三年一 月二十二日

群馬県規則第三号

馬県 知 事 Ш 本

太

五十四号)の一部を次のように改正する。 群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則 |県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則(昭和四十一年群馬県規則||群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則の一部を改正する規則|

第十八条第二項中「記名押印」を「署名」に改める。

別記様式第十号中「必些艸吶」を「田区」に、「桕 パーセン別記様式第一号から別記様式第七号まで及び別記様式第九号中でなければならない」に改める。 支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基 **びき定められた率」 ゴ** 貸付期間の初日」 以、「申し込まれた」を「申し入れた」以、 「貸付料支払の日から15日以内」及び「貸付料支払日」 パーセント」を「政府契約の を削る。 を

「第13条 乙は、貸付期間が満了したときは、遅滞なく群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則17条による返還届を甲に提出するものとする。 を

第13条 乙は、貸付期間が満了したときは、遅滞なく群馬県県有林及び県行分収造林に関する条例施行規則第27条による返還届を甲に提出するものとする。

第6条第1項の規定は、 いて準用する。 前項の規定による返還届の提出があった場合に

改め、 について锤用する。」を削り、「搬出のための」を「搬出のために」に、改め、「3 第6条第1項の規定は、第1項の規定による返還届の提出があった。 (契約違反) 郝

舥 第18条 甲は、乙が貸付料を指定期日までに支払わなかつたときまたはこの契約に違反したときは、契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても甲は、その責任を負わないものとする。 たはこの を

(契約の解除) 第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除する第18条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じても、甲は、その責任を負わないものとする。
(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。

(1) 乙が、この契約に定める義務を履行しないとき。
(2) 乙が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(2) 乙が、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律
(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以
下同じ。) 又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(以下「暴力団員等」という。) であることが判明したとき。
不当要求行為への対応)
19条 乙は、乙が暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は甲に報告し、及び警察に通報しなければならない。 に

舥 (十)当

買受人 別記様式第二十三号中「桒馬原治典 や田とし」を「桒馬原治典や田別記様式第十二号、別記様式第十三号及び別記様式第二十二号中「印」を削り記様式第二十二号中「印」を削り記様式第19米」を「発21米」に改める。 [7 | 7 | 7 | 7 Щ 「暑事」 を 「四乙」 _ 仲 パーセントを乗 いっとし、

に

IJ

限延長料」に、 「年 パーセントを乗じて得た額の期限延長料」や「、売買代金に政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて得た額の期 得た額の延納料」や「政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第 (499) 第8条第1項の規定に基づき定められた率を乗じて得た額の延納料」以、

(遵守事項) 第22条 乙は、この契約に定めるもののほか群馬県財務規則、群馬県県有林 及び県行分収造林に関する条例並びに同条例施行規則に定める各条項を遵守 するものとする。

を

(契約の解除) 第22条 甲は、次の各 ことができる。この場 負わないものとする。 次の各号のいずれかに該当すると この場合において、乙に損害が生 :きは、この契約を解除する Eじても、甲は、その責任を

「関する法律 員をいう。以 「している者 に

を受けた場合は甲に

.報告

し、及び警無に地報しまい。(連等事項)
(連等事項)
第24条 乙は、この契約に定めるもののほか群馬県財務規則、群馬県県利度と4条 乙は、この契約に定めるもののほか群馬県具有林及び県行分収造林に関する条例並びに群馬県県有林及び県行分収造林に関る条例施行規則に定める各条項を遵守するものとする。
(疑義の決定)
第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事第25条 この契約に関し疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事ついては、甲乙協議の上決定するものとする。 本関サ

改める。 又はこの契約に定めのない事項につる。

別記様式第二十五号から別記様式二十八号までの規定中 附 「野」を削る。

ō 規則は、 公布の 日から施行する。

こに公布する。 群馬県立森林公園 の 設置及び管理に関する条例施行規 텘 の 一 部を改正する規則をこ

令和三年一 月二十二日

群 馬県 知事 Ш 本 太

群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則(平成十年群馬県規則第二群馬県立森林公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則群馬県規則第四号 十九群 号 の一部を次のように改正する。

> 表赤城ふれあ V の森の部 :ローラー式滑り台の項を削る。

別

この 規則は、 令 和 三年四 月 日 から施行する。

■ 公 告

国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第1項の規定により定める群馬県土地利用基本計画を次のと おり変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により公表する。

なお、「計画図の変更部分を図示した図書」は、省略し、群馬県地域創生部地域創生課及び太田市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 変更年月日 令和2年12月23日
- 2 変更内容 農業地域の一部変更 (「計画図の変更部分を図示した図書」のとおり)

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 桐生都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 桐生都市計画用途地域 相生町二丁目山廻地区、桐生大橋線沿道地区、相老駅周辺地区及び広沢町一丁目地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び桐生市都市整備部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画用途地域の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画用途地域 東金井東今泉地区、別所脇屋地区、飯塚東矢島地区、富若地区、只上地区、別所脇屋新田小金井地区、新田上中地区、丸山地区及び東別所南部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。 令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東金井東今泉地区、別所脇屋地区、飯塚東矢島地区、富若地区、只上地区、別所脇屋新田小金井地区、新田上中地区及び丸山地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東別所南部地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 石原町下小林町地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 吉沢地区及び市場前原地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画地区計画の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20 条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画地区計画 東長岡西地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部都市計画課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画高度利用地区の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第 20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画高度利用地区 太田駅南口第四地区
- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により、太田都市計画第一種市街地再開発事業の決定の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画第一種市街地再開発事業 太田駅南口第四地区
- 2 都市計画の決定年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部まちづくり推進課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、 太田都市計画土地区画整理事業の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同 法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

1 都市計画の種類及び名称 太田都市計画土地区画整理事業 東別所南部地区

- 2 都市計画の変更年月日 令和2年12月25日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び太田市都市政策部市街地整備課

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により検査済証を交付したので、次の開発行為 に関する工事が完了した旨を公告する。

令和3年1月22日

群馬県知事 山 本 一 太

番号	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
1	佐波郡玉村町大字上新田1803-4	高崎市中居町四丁目24番地2 アルエート中 居A201号 赤川和俊
2	邑楽郡邑楽町大字狸塚字昭和1163-3	太田市南矢島町413番地1 ヴィラ・フレグ ランス102号 二階堂崇
3	邑楽郡明和町大佐貫296-3、298-2	邑楽郡明和町大佐貫298番地 篠木良介
4	邑楽郡邑楽町大字篠塚字水立1251-7	邑楽郡邑楽町大字篠塚1252番地3 清水武尊
5	渋川市八木原字沖田1428-1、1428-2、 1429-1、1429-2、1429-3、14 31、1432、1430の一部	渋川市八木原1428番地 今成運送株式会社 代表取締役 今成克之

■選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第1号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次 のとおりである。

令和3年1月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 滿

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の 氏 名	主たる事務所の所在地	
	届出年月日			
佐藤しょうへい後援会	阿佐美菊男	佐藤良平	前橋市天川原町1-35-1	
	令和2年12月22日			
	İ			

下田まさゆき後援会	下田眞之	下田眞之	前橋市日吉町1-7-1	
	令和2年12月22日			
山田秀明後援会	山田秀明	山田真範	前橋市東大室町1335	
	令和2年12月23日			

◎群馬県選挙管理委員会告示第2号

政治資金規正法(昭和23年法律第194号)第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、 次のとおりである。

令和3年1月22日

群馬県選挙管理委員会委員長 宮 下 智 滿

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
社会民主党群馬県連合	代表者の氏名	南雲鋭一	小林人志	令和2年 12月3日
自由民主党廿楽郡支部	主たる事務所の所在地	甘楽郡甘楽町天引 1 4 0 1	甘楽郡甘楽町善慶寺12 38-1	令和2年 12月21日
	会計責任者の 氏名	江原宏	松浦英一	令和2年 12月21日
自由民主党群馬県第五選挙 区支部	会計責任者の 氏名	石川豊	野口光夫	令和2年 12月21日
自由民主党群馬県ときわ会 支部	代表者の氏名	小山俊明	悴田太司	令和2年 11月16日

2 その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
阿部忠幸後援会	代表者の氏名	金田行正	石井義重	令和2年 12月1日
小渕優子後援会	会計責任者の 氏名	石川豊	野口光夫	令和2年 12月21日
清水明夫後援会	主たる事務所 の所在地	高崎市根小屋町2095 -3	高崎市山名町1567-	令和2年 10月1日
反町英孝後援会	代表者の氏名	清水浩二	米田雅人	令和2年 12月23日
山富会	代表者の氏名	佐伯詔一	町田錦一郎	令和2年 3月15日

会計責任者の	小林祐介	片桐伸也	令和2年	
氏名			3月15日	ì

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和3年1月22日

群馬県立がんセンター院長 鹿 沼 達 哉

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 ICU生体情報モニタ更新 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県立がんセンター事務局経営課 群馬県太田市高林 西町617番地1号
- 3 落札者を決定した日 令和2年12月18日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社栗原医療器械店 群馬県太田市清原町4-6
- 5 落札金額 62, 150, 000円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 入札公告をした日 令和2年10月30日

毎週火、金曜日発行

発 行 **群 馬 県**

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号 電話 027-223-1111